旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成29年２月13日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｃ　①有限会社すばるトラベル　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－4049号　④有限会社すばるトラベル　東京都足立区入谷七丁目16番23号　代表取締役　森晃一　⑤本社営業所　東京都足立区入谷七丁目16番23号　⑥平成８年８月23日　⑨平成25年11月28日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都足立区入谷七丁目16番23号　有限会社すばるトラベル　代表取締役　森晃一

Ｂ　①京王自動車株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5863号　④京王自動車株式会社　東京都多摩市関戸二丁目37番地３　代表取締役　江波戸安衛　⑤バス営業所　東京都八王子市南大沢５丁目26番地２　⑥平成19年１月12日　⑧平成29年１月12日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都多摩市関戸二丁目37番地３　京王自動車株式会社　代表取締役　江波戸安衛

Ｂ　①株式会社易凱国際旅行社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6897号　④株式会社易凱国際旅行社　東京都西東京市芝久保町一丁目18番25号　代表取締役　戸田明　⑤本社営業所　東京都西東京市芝久保町一丁目18番25号　⑥27年2月26日　⑧平成29年1月5日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都西東京市芝久保町一丁目18番25号　株式会社易凱国際旅行社　代表取締役　戸田明

Ｃ　①櫻スタートラベル　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2857号　④櫻井純　大阪市浪速区桜川２丁目３番30―810号　⑤本社営業所　大阪市浪速区桜川２丁目３番30―810号　⑥平成28年12月13日　⑨平成29年１月25日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市浪速区桜川２丁目３番30―810号　櫻井純

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成29年２月13日

記

［掲載順序］　（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①有限会社小さな旅行屋さん　②第３種旅行業　③長野県知事登録旅行業第３－438号　④有限会社小さな旅行屋さん　小諸市大字御影新田2512番地４　代表取締役　田邉潤一　⑤本社営業所　小諸市大字御影新田2512番地４　⑥平成13年12月14日　⑦平成28年12月13日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社トラベル・アイ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－3998号　④株式会社トラベル・アイ　東京都渋谷区東三丁目17番11―301号　代表取締役　秋田勇　⑤本社営業所　東京都渋谷区東三丁目17番11―301号　⑥平成８年７月19日　⑦平成29年１月５日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社シナジーコーポレーション　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第1959号　④株式会社シナジーコーポレーション　東京都港区西新橋三丁目５番９号　代表取締役　末本和哉　⑤本社営業所　東京都港区芝公園２丁目２番22号芝公園ビル７Ｆ　⑥平成18年８月24日　⑦平成29年１月５日　⑧1400万円　⑨7000万円

Ａ　①丸山観光サービス　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2644号　④丸山律子　四條畷市大字蔀屋383番地の５　⑤本社営業所　四條畷市大字蔀屋383－５　⑥平成24年10月５日　⑦平成29年１月５日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①チューオーツーリスト　②第２種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第２－2746号　④大谷喜代子　堺市堺区浅香山町３丁10番25―803号　⑤本社営業所　堺市堺区田出井町１－１－100　⑥平成27年６月５日　⑦平成28年11月29日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①株式会社コパン（コパントラベル）　②第２種旅行業　③岐阜県知事登録旅行業第２－312号　④株式会社コパン　多治見市平和町四丁目48番地の１　代表取締役　市岡道隆　⑤本社営業所　多治見市平和町四丁目48番地の１　⑥平成23年12月８日　⑦平成28年12月28日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①メリットツアーインターナショナル株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－3916号　④メリットツアーインターナショナル株式会社　東京都港区新橋六丁目２番１号　代表取締役　鎌田有一　⑤本社営業所　東京都港区新橋六丁目２番１号　⑥平成８年６月20日　⑦平成29年１月10日　⑧90万円　⑨450万円